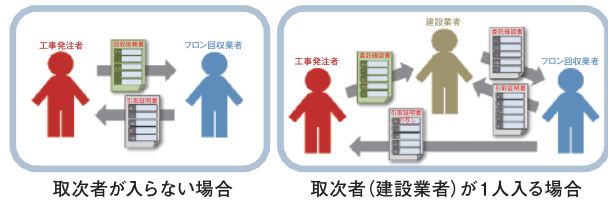


行程管理票の記入、交付及び保存が必要です。 (工事発注者の義務です)

工事発注者はフロン回収業者にフロン回収を依頼する際には、**行程管理票**(回収依頼書又は委確認書)を作成し、フロン回収業者又は手続きを取り次ぐ建設業者等にこの書面を渡さなくてはなりません。又、回収を依頼(委託)した際の書面の控えと回収後にフロン回収業者から渡される引取証明書は3年間保存しておくことが法律で義務付けられています。これらの書面は、工事発注者が適正にフロン回収を依頼し、フロンを引き渡したことの**証明**になります。

<手順を簡単にするために>

建設業者にフロン回収業者への回収依頼を取り次いでもらう場合、建設業者も行程管理票を記入・回付することになりますが、その場合、必要な書面が増え、手続も複雑になります(右図参照)。そのため、建設業者からフロン回収業者を紹介してもらい、行程管理票のやりとりは工事発注者とフロン回収業者の間で直接行うようにすれば、手続を簡単にする事ができます。



工事発注者から直接、フロン回収業者に依頼する場合

- ① 回収依頼書に記入します。
「(甲) 第一種特定製品廃棄等実施者」の欄を記入します。
「(丁) 第一種フロン類回収業者」の欄を記入します。
- ② 記入した回収依頼書を控えとして保存し(3年間)、複写された後ろの書面を回収業者に渡して下さい。
- ③ 回収後、回収業者から渡された引取証明書を保存して下さい(3年間)。

建設業者が取り次ぐ場合(取次者が1人の場合)

- ① 委託確認書に記入します。
「(甲) 第一種特定製品廃棄等実施者」の欄を記入します。
「(乙) 第一種フロン類引渡受託者」の欄を記入します。
- ② 記入した委託確認書票を控えとして保存し(3年間)、複写された2枚目以降の書面を建設業者に渡して下さい。
- ③ 回収後、回収業者から渡された引取証明書の写しを保存して下さい(3年間)。

発行日 平成22年3月31日 発行
編集発行 一般社団法人 フロン回収推進産業協議会(INFREP)
〒113-0033 東京都文京区本郷2-40-17 本郷若井ビル 4F
TEL:03-5842-2380 FAX:03-5689-7983 URL <http://www.infrep.jp/>